

郡山市市民活動サポートセンター業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市市民活動サポートセンター業務（以下「センター業務」という。）を実施することにより市民等と行政の協働によるまちづくりを推進し、併せてこおりやま広域連携中枢都市圏等で連携して取組むために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (2) 市民活動団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて組織された団体及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、ボランティア団体その他の団体で市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。ただし、市民活動団体を除く。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体、事業者並びにこおりやま広域連携中枢都市圏内に居住している者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (5) 市民公益活動 市民等が自主的かつ自発的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (6) 協働 市民等及び行政が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためともに取り組むことをいう。
- (7) 広域圏 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定された連携協約に基づき、連携中枢都市である郡山市及び郡山市と協定を締結しこおりやま広域連携中枢都市圏を形成する市町村のことをいう。
- (8) 地域協働パートナー 郡山市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）に登録して相互に情報提供を行い、広域圏内で市民公益活動の推進に資する活動を行う又は行う予定の個人事業主及び営利法人をいう。

(目的)

第3条 センター業務の目的は、市民及び市民活動団体等が行う市民公益活動を支援するセンター業務を実施することにより市民等と行政の協働によるまちづくりを推進することとする。

(事業の実施場所)

第4条 事業の主たる実施場所は、郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所西庁舎の市民・NPO活動推進課施設内とし、実施場所の名称を郡山市市民活動サポートセンターとする。

(業務時間)

第5条 センターの業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、業務時間を変更することができる。

(休業日)

第6条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民公益活動に関する相談及び助言に関すること。
- (2) 市民公益活動及び団体に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動団体相互の交流及び多様な主体との連携及び協働の推進に関すること。
- (4) 市民公益活動に要する備品等の提供に関すること。
- (5) その他市民公益活動の支援に関すること。

(事業の対象者)

第8条 事業の対象者は、主に広域圏で市民公益活動を行っている者又は行おうとする者とする。

(事業の委託)

第9条 市長は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

2 前項の規定により委託する場合において、委託の範囲、条件その他委託に関し必要な事項は、契約で定める。

3 他機関等からの事業の運営に関する照会のうち文書による回答を要する場合は、委託された団体の代表者名で行うことができる。

4 この要綱に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項については、委託された団体の代表者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用の制限)

第10条 センターを利用するものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を制限する。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) センターの備品等を損傷し、又は滅失させる恐れがあると認められるとき。
- (3) 第15条の遵守事項に反する恐れがあると認められるとき。
- (4) 前号に掲げるものの外、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用者)

第11条 備品等を使用できる者は、センターが掌理する事務に該当する活動を行なっている者とする。なお、事前に登録した者に限る。

(登録及び許可)

第12条 登録できるものは次のとおりとする。

- (1) 主として広域圏でボランティア活動をしている市民等
- (2) 主として広域圏でNPO法人として活動している団体

- (3) これから広域圏でボランティア団体やNPO法人を立ち上げたいと考えている個人及び団体
 - (4) その他広域圏で市民公益活動の推進に寄与する活動を行なっている個人及び団体
 - (5) 特定の政党及び候補を支持し、又は反対することを主たる目的として活動している個人又は団体でないこと。
 - (6) 特定の者を対象とした活動を行なう個人及び団体でないこと。
 - (7) 秩序を乱し又は公益を害する恐れがある個人及び団体でないこと。
 - (8) 営利を目的とした活動を行なう個人及び団体でないこと。
 - (9) その他、センターが登録を不適と認める個人及び団体でないこと。
- 2 登録時における必要な書類は次に掲げるものとする。
- (1) 市民活動サポートセンター登録申請書（様式1）
 - (2) 添付書類
 - ア ボランティア団体やNPO法人においては、各々の会則又は定款等
 - イ 前記アの書類等がない場合は、活動内容等が分かるもの
 - ウ その他チラシ等
- 3 前項で提出した「市民活動サポートセンター登録申請書」の事項に変更があった場合は、「市民活動サポートセンター登録事項変更届」（様式2）を提出しなければならない。
- 4 利用登録の取り消しを希望するものは「市民活動サポートセンター登録取消届」（様式3）に必要事項を記入して提出しなければならない。
- 5 第2項から第4項までの規定による届出は、センターが別に定める電磁的方法により提出することができる。
- 6 第1項の各号に反する行為及び第2項の各号に不正を確認したときには、登録を取り消すことができる。
- 7 郵便又は電磁的方法による不達が3回以上あり、個人及び団体の所在が確認できないときには登録を取り消すことができる。

（地域協働パートナー）

第13条 地域協働パートナーとして登録できる者は次のとおりとする。

- (1) 広域圏内で市民公益活動の推進に資する活動を行い、又は行う予定の個人事業主及び営利法人
 - (2) 特定の政党及び候補者を支持し、又は反対することを主たる目的として活動している個人事業主及び営利法人でないこと。
 - (3) 特定の者を対象とした活動を行なう個人事業主及び営利法人でないこと。
 - (4) 秩序を乱し又は公益を害する恐れがある個人事業主及び営利法人でないこと。
 - (5) その他、センターが登録を不適と認める個人事業主及び営利法人でないこと。
- 2 地域協働パートナーがセンターを利用できる範囲は次のとおりとする。
- (1) 市民公益活動に関する相談及び助言に関すること。
 - (2) 市民公益活動及び団体に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) その他市民公益活動の支援に関すること。
- 3 登録時における必要な書類は次に掲げるものとする。
- (1) 市民活動サポートセンター地域協働パートナー登録申請書（様式4）
 - (2) 添付書類
 - ア 営利法人においては、定款等

イ 前記アの書類等がない場合は、活動内容等が分かるもの

ウ その他チラシ等

- 4 前項で提出した「市民活動サポートセンター地域協働パートナー登録申請書」の事項に変更があった場合は、「市民活動サポートセンター地域協働パートナー登録事項変更届」(様式5)を提出しなければならない。
- 5 利用登録の取り消しを希望するものは「市民活動サポートセンター地域協働パートナー登録取消届」(様式6)に必要事項を記入して提出しなければならない。
- 6 第3項から第5項までの規定による届出は、センターが別に定める電磁的方法により提出することができる。
- 7 第1項の各号に反する行為及び第3項の各号に不正を確認したときには、登録を取り消すことができる。
- 8 郵便又は電磁的方法による不達が3回以上あり、個人及び法人の所在が確認できないときには登録を取り消すことができる。

(貸し出し)

第14条 登録団体は、センターの事務に支障のない限りにおいて、備品等を使用することができる。ただし、地域協働パートナーは原則として使用することができない。

2 使用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、センター休業日には、使用できないこととする。

3 備品等使用に当たっては、事前に電話等により申し込むこととする。

4 備品等の使用後は、備品等使用報告書(様式7)を提出することとする。

(実費徴収)

第15条 備品等の使用があったときには消耗品等について次の各号により実費を徴収することとする。

2 コピー機を利用するものは、別表に定めるコピー代の実費相当額を納入することとする。

3 市長は、第9条の規定によりセンター業務を委託する場合において、実費相当額を委託された団体の収入として収受させることができることとする。

(遵守)

第16条 使用者には次の事項を遵守させること。

- (1) 無断で設備を使用しないこと。
- (2) 喫煙、又は火気等を使用しないこと。
- (3) 無断で掲示物を貼らないこと。
- (4) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 物品の販売、寄付募集行為その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 備品等を独占して使用しないこと。
- (7) その他センターの管理上不相当と認められる行為をしないこと。
- (8) センターの備品等を損傷し又は、滅失したときは、直ちに報告すること。
- (9) 使用後の整理整頓及び清掃を行なうこと。
- (10) ゴミは持ち帰ること。
- (11) 備品等使用報告書を提出すること。

(損害賠償)

第17条 使用者は、自己の責めに帰す理由により、センターの備品等を損傷又は滅失させたとき

は、その損害を賠償しなければならない。

(郡山市市民活動サポートセンター運営会議)

第18条 センターの管理運営に使用者の意見及び評価を反映し、サービスの向上を図るため、郡山市市民活動サポートセンター運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(連絡調整会議)

第19条 センターの管理運営を円滑に行うため、センターの事業内容について市民・NPO活動推進課職員及びセンター職員が協議する連絡調整会議を、3か月に1回程度開催する。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

実費相当額基準

利用機器等	利用内容等	枚数	実費相当額
コピー機	A 4（モノクロ）	1枚	10円
	A 3（モノクロ）	1枚	10円
	A 4（カラー）	1枚	30円
	A 3（カラー）	1枚	40円

備考

1 コピー代の印刷枚数は、両面印刷の場合は2倍とする。

様式1 (第12条関係)

市民活動サポートセンター登録申請書

年 月 日

郡山市長

住所 〒 -
 申請者 氏 名
 電話番号 - -

市民活動サポートセンターに登録を申請します。

NPO法人 その他の法人 任意団体 個人 その他	名称	
	住所 〒 -	
	代表者職・氏名	E-mail
	電話番号	FAX番号
	設立年月日	活動者数 人
一般社団法人 一般財団法人	<input type="checkbox"/> 非営利徹底型法人 <input type="checkbox"/> 非営利徹底型以外の法人 ※非営利徹底型法人とは国税庁が定める要件を定款で満たし、非営利要件が確保されている法人	
連絡先が上記と異なる場合	住所 〒 -	
	代表者職・氏名	E-mail
	電話番号	FAX番号
主な活動分野	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の発展 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援 <input type="checkbox"/> 中間支援	
活動目的	(定款・会則等の添付の場合省略可)	
主な活動場所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> その他 ()	
サポートメール	<input type="checkbox"/> 登録を希望 <input type="checkbox"/> 登録しない <input type="checkbox"/> 既に登録済み	
受付方法	1 窓口 2 FAX 3 郵送 4 Eメール	登録番号 No.

受付日 年 月 日

サポートセンター	所長	受付者
確認欄		

様式2 (第12条関係)

市民活動サポートセンター登録事項変更届

年 月 日

郡山市長

住所 〒 -
 申請者 氏 名
 電話番号 - -

次のとおり登録事項に変更がありましたので届け出ます。※変更箇所のみ記入してください。

NPO法人 その他の法人 任意団体 個人 その他	名称	
	住所 〒 -	
	代表者職・氏名	E-mail
	電話番号	FAX番号
	設立年月日	活動者数 人
一般社団法人 一般財団法人	<input type="checkbox"/> 非営利徹底型法人 <input type="checkbox"/> 非営利徹底型以外の法人 ※非営利徹底型法人とは国税庁が定める要件を定款で満たし、非営利要件が確保されている法人	
連絡先が上記と異なる場合	住所 〒 -	
	代表者職・氏名	E-mail
	電話番号	FAX番号
主な活動分野	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の発展 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援 <input type="checkbox"/> 中間支援	
活動目的	(定款・会則等の添付の場合省略可)	
主な活動場所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> その他 ()	
サポートメール	<input type="checkbox"/> 登録を希望 <input type="checkbox"/> 登録しない <input type="checkbox"/> 既に登録済み	
受付方法	1 窓口 2 FAX 3 郵送 4 Eメール	登録番号 No.

備考：定款、規約、会則等の変更があった場合は、変更後のものを添付してください。

受付日 年 月 日

サポ-トセンター	所長	受付者
確認欄		

様式3 (第12条関係)

市民活動サポートセンター登録取消届

年 月 日

郡山市長

住所 〒 -
 申請者 氏 名
 電話番号 - -

次のとおり、市民活動サポートセンターの利用登録を取り消したいので届け出ます。

取消年月日	年 月 日
取消理由	<input type="checkbox"/> 団体の活動を終了したため <input type="checkbox"/> 団体が解散したため <input type="checkbox"/> 活動を休止しているため <input type="checkbox"/> 団体の活動拠点を広域圏外に移転したため <input type="checkbox"/> 団体の活動内容がサポートセンターの登録対象外となったため <input type="checkbox"/> 会員数の減少・高齢化などにより活動継続が困難なため <input type="checkbox"/> サポートセンターを利用する必要がなくなったため <input type="checkbox"/> 別の中間支援組織に登録を移したため <input type="checkbox"/> 登録更新手続きができない／事務負担が大きいため <input type="checkbox"/> 活動内容や情報を公開したくないため <input type="checkbox"/> その他（自由記述） ()
受付方法	1 窓口 2 FAX 3 郵送 4 Eメール

受付日 年 月 日

サポートセンター	所長	受付者
確認欄		

様式4 (第13条関係)

市民活動サポートセンター地域協働パートナー登録申請書

年 月 日

郡山市長

住所 〒 -
 申請者 氏 名
 電話番号 - -

市民活動サポートセンター地域協働パートナーとして登録を申請します。

個人事業主 営利法人 その他の法人	名称	
	住所 〒 -	
	代表者職・氏名	E-mail
	電話番号	F A X 番号
連絡先が上記と 異なる場合	住所 〒 -	
	代表者職・氏名	E-mail
	電話番号	F A X 番号
主な活動分野	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の発展 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援 <input type="checkbox"/> 中間支援	
活動目的	(定款・会則等の添付の場合省略可)	
主な活動場所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> その他 ()	
サポートメール	<input type="checkbox"/> 登録を希望 <input type="checkbox"/> 登録しない <input type="checkbox"/> 既に登録済み ※助成金情報は営利法人が受けられないものも含まれますのでご了承ください。	
受付方法	1 窓口 2 F A X 3 郵送 4 Eメール	登録番号 No.

受付日 年 月 日

サポートセンター	所長	受付者
確認欄		

様式5 (第13条関係)

市民活動サポートセンター地域協働パートナー登録事項変更届

年 月 日

郡山市長

住所 〒 -
 申請者 氏 名
 電話番号 - -

次のとおり登録事項に変更がありましたので届け出ます。※変更箇所のみ記入してください。

個人事業主 営利法人 その他の法人	名称		
	住所 〒 -		
	代表者職・氏名	E-mail	
	電話番号	FAX番号	
連絡先が上記と異なる場合	住所 〒 -		
	代表者職・氏名	E-mail	
	電話番号	FAX番号	
主な活動分野	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の発展 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援 <input type="checkbox"/> 中間支援		
活動目的	(定款・会則等の添付の場合省略可)		
主な活動場所	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> その他 ()		
サポートメール	<input type="checkbox"/> 登録を希望 <input type="checkbox"/> 登録しない <input type="checkbox"/> 既に登録済み ※助成金情報は営利法人が受けられないものも含まれますのでご了承ください。		
受付方法	1 窓口 2 FAX 3 郵送 4 Eメール	登録番号	No.

備考：定款、規約、会則等の変更があった場合は、変更後のものを添付してください。

受付日 年 月 日

サポートセンター	所長	受付者
確認欄		

様式 6 (第13条関係)

市民活動サポートセンター地域協働パートナー登録取消届

年 月 日

郡山市長

住 所 〒 -
 申請者 氏 名
 電話番号 - -

次のとおり、市民活動サポートセンター地域協働パートナー登録を取り消したいので届け出ます。

取消年月日	年 月 日
取消理由	<input type="checkbox"/> 活動を終了したため <input type="checkbox"/> 活動を休止しているため <input type="checkbox"/> 活動拠点を広域圏外に移転したため <input type="checkbox"/> 活動内容がサポートセンターの登録対象外となったため <input type="checkbox"/> 会員数の減少・高齢化などにより活動継続が困難なため <input type="checkbox"/> サポートセンターを利用する必要がなくなったため <input type="checkbox"/> 別の中間支援組織に登録を移したため <input type="checkbox"/> 登録更新手続きができない／事務負担が大きいため <input type="checkbox"/> 活動内容や情報を公開したくないため <input type="checkbox"/> その他（自由記述） ()
受付方法	1 窓口 2 FAX 3 郵送 4 Eメール

受付日 年 月 日

サポートセンター	所長	受付者
確認欄		

様式7 (第14条関係)

備品等使用報告書 ※お帰りの際に、この報告書をご提出ください。 ※すべての項目に記入漏れの無いようにお願いします。	
団体名等	
使用責任者	団体代表者名ではなく、当日備品等を使用された方の氏名 氏名 _____ 連絡先 _____ - _____
使用年月日	年 月 日 (曜日)
使用したもの 使用したものに☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> コピー機 利用枚数 枚 <input type="checkbox"/> 紙折り機
使用料金	・コピー機 A 4 (モノクロ) _____ 枚 × @10円 = _____ 円 A 3 (モノクロ) _____ 枚 × @10円 = _____ 円 A 4 (カラー) _____ 枚 × @30円 = _____ 円 A 3 (カラー) _____ 枚 × @40円 = _____ 円
使用時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
確認事項 確認したら☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 備品等の破損はありませんでしたか。 <input type="checkbox"/> 忘れ物等はありませんでしたか。 <input type="checkbox"/> ゴミは持ち帰りましたか。